第二十四・二条　改正

1　この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。

2　1に規定する改正は、当該改正の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日又は同日よりも遅い日であって両締約国が合意する日に効力を生ずる。両締約国は、その通告を両締約国の政府間の外交上の公文の交換を通じて行う。

3　合同委員会は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従い、4に掲げるものの改正の場合には、この協定の改正についての決定を採択することができる。2の規定にかかわらず、当該改正は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、両締約国の政府間の外交上の公文の交換によって効力を生ずる。

4　3の規定は、次に掲げるものの改正について適用する。

(a)　附属書二―A（改正が、統一システムの改正に伴う改正であって、同附属書の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものである場合に限る。）

(b)　附属書二―C、付録二―C―1及び付録二―C―2
　附属書二―D
　附属書二―E
　第三章、附属書三―Aから附属書三―Eまで及び付録三―B―1
　附属書十
　附属書十四―A
　附属書十四―B
　(i)(h)(g)(f)(e)(d)(c)(b)

この協定の規定のうち国際協定の規定を引用し、又は組み込むもの（当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定がある場合）

第二十四・三条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について当該要件を満たし、及び当該手続が完了した後、両締約国が合意する日に効力を生ずる。当該日は、日EU経済連携協定が英国について適用されなくなる日以後とし、並びに両締約国の政府間の外交上の公文の交換であって、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを相互に通告するものによって特定する。

第二十四・四条　終了

1　この協定は、2の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、他方の締約国によるその通告の受領の日の後六箇月で効力を生ずる。

第二十四・五条　者に対する直接的効果の不存在

他の国際法に基づく者の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、この協定のいかなる規定も、者に対して権利を与え、又は義務を課するものと解してはならない。

第二十四・六条　附属書、付録、議定書及び注

この協定の附属書、付録及び相互承認に関する議定書は、この協定の不可分の一部を成す。注もまた、この協定の不可分の一部を成す。

第二十四・七条　正文

この協定は、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成する。ただし、附属書二―A第二編、英国の表（附属書八―B附属書Ⅰから附属書Ⅳまでに掲げるもの）及び附属書十第二編第A節は、英語により本書二通を作成する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年十月二十三日に東京で、作成した。

日本国のために
茂木敏充

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために
リズ・トラス

附属書二―A　関税の撤廃及び削減

第一編　一般的注釈

1　第二・八条の規定の適用に当たっては、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日に関税を完全に撤廃する。

2　この附属書の規定の適用上、「年」とは、

(a)　次編に関し、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の一月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の二月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b)　第三編に関し、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

3　関税の毎年均等な引下げの実施に当たり、毎年の引下げについては、それぞれの年の初日に行う。

4　一の品目の関税の基準税率及び当該一の品目の引下げのそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための区分については、次編第B節の英国の表及び第三編第D節の日本国の表において当該一の品目ごとに明示する。

5　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編及び第三編に別段の定めがある場合を除くほか、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

6　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、一ポンド又は一日本円の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

7　この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編及び第三編については、次のとおりとする。

(a)　次編については、英国の表における各品目についての英国の関税分類番号の八桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、欧州連合の統合品目表（二千十七年一月一日の統合品目表）に従ったものである。

(b)　第三編については、日本国の表における各品目についての日本国の関税分類番号の九桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、日本国の品目表（二千十七年四月一日現在の輸入統計品目表）に従ったものである。

8　各締約国の表に掲げる関税分類番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、当該各締約国の法令又は告示に従って7に規定する当該各締約国の品目表が変更される場合には、変更の対象とされることがあるものとし、当該品目表が変更される場合には、当該各締約国が公表する対照表とともに参照される。

9　この附属書に定める関税に係る毎年の約束の実施に当たり、両締約国は、この協定が二千二十一年一月一日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、この協定が二千二十一年一月一日に効力を生じたものとして当該いずれかの日から次編及び第三編の規定を適用し、一年目が二千二十一年一月一日に開始したものとして年数を計算する。

10　締約国は、特定の年における一の品目の関税率に関し、自国の表に掲げる当該一の品目の区分について同表の注釈により決定される関税率と同表の当該特定の年における引下げの段階において明示される当該一の品目の関税率との間に乖離（かい）が生ずる場合には、前者の関税率を適用する。

（第二編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）